

2022 年合格目標 司法書士講座

無料体験

受講用

基礎マスター & 択一式対策講座【理論編】

<テキスト>

民法 I (総則・物権・担保物権)

※無断複写・転載を禁じます。

※「基礎マスター 民法」の
第1回講義にて扱う予定の
部分を掲載しています。

TAC

240-6911-1003-16

目 次

第 1 編 総則

序章 民法の基礎	2
1 民法の意義	2
2 民法の原理	4
3 民法典の構成	5
4 民法の法源と解釈	6
5 私権	8
第 1 章 人	11
1 権利能力	11
2 意思能力及び行為能力	13
3 不在者の財産の管理及び失踪の宣告	25
4 同時死亡の推定	28
第 2 章 法人	30
1 法人	30
2 権利能力なき社団	37
第 3 章 物	39
第 4 章 法律行為	42
1 意思表示	42
2 代理	59
3 無効及び取消し	84
4 条件及び期限	91
第 5 章 期間の計算	97
第 6 章 時効	99
1 総則	99
2 取得時効	117
3 消滅時効	120

第 2 編 物権

第 1 章 総則	126
1 物権の意義等	126
2 物権の効力	127
3 物権変動総論	132
4 不動産の物権変動	134
5 動産の物権変動	157
6 混同	161
第 2 章 占有権	164
1 占有権の意義	164
2 占有権の取得	166
3 占有権の効力	172
4 即時取得	178
5 占有権の消滅	184
6 準占有	185
第 3 章 所有権	186
1 所有権の限界	186
2 所有権の取得	192
3 共有	197
第 4 章 地上権	210
第 5 章 永小作権	214
第 6 章 地役権	216

第 3 編 担保物権

第 1 章 総論	222
第 2 章 留置権	224
第 3 章 先取特権	232
1 総則	232
2 先取特権の種類	234
3 先取特権の順位	239

4 先取特権の効力	240
第4章 質権	244
1 総則	244
2 動産質	249
3 不動産質	250
4 権利質	252
第5章 抵当権	255
1 総則	255
2 抵当権の効力の及ぶ範囲	257
3 抵当権の効力	260
4 抵当権に対する侵害	262
5 物上代位	264
6 抵当権の処分（順位の変更を含む。）	274
7 代価弁済及び抵当権消滅請求	277
8 抵当権者の同意の登記がある場合の質貸借の対抗力	282
9 法定地上権（抵当地の上の建物の競売を含む。）	283
10 共同抵当	294
11 抵当建物使用者の引渡し of 猶予	306
12 抵当権の消滅	308
第6章 根抵当権	310
1 意義等	310
2 根抵当権の変更，元本確定期日の定め	312
3 根抵当権者又は債務者の相続，合併又は会社分割	313
4 根抵当権の処分及び譲渡	316
5 共同根抵当	317
6 元本の確定	318
7 極度額の減額請求，根抵当権の消滅請求	320
第7章 譲渡担保	322
1 意義	322
2 法律構成	324
3 効力	326
4 実行	330

5 集合物譲渡担保	334
第 8 章 所有権留保, 仮登記担保及び代理受領	338
1 所有権留保	338
2 仮登記担保	339
3 代理受領	340

第 1 編 総 則

序 章

民法の基礎

1 民法の意義

民法は、私人間の法律関係を規律する私法・一般法であり、実体法である。

1 公法と私法

社会を規律する法を大別すると、公法と私法がある。

公法とは、公権力（国家や地方公共団体）の構造や公権力と国民との関係を規律する法であり、憲法、刑法、裁判所法、民事訴訟法、刑事訴訟法等がこれに属する。

これに対して、私法とは、私人^{用語解説}間の法律関係を規律する法であり、民法、商法、借地借家法等がこれに属する。

^{用語解説} 私人とは、国家あるいは公共という立場を離れ、私的な立場からみた一個人をいう。

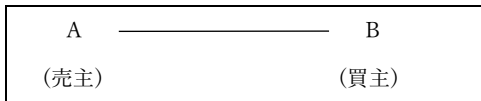
2 一般法と特別法

一般法とは、事項・地域・人について限定せずに広く一般的に適用される法であり、民法は、私人間の法律関係を規律する一般法である。これに対して、特別法は、事項・地域・人について限定して適用される法であり、一般法を補充・訂正するものである。民法の特別法としては、商法、借地借家法、利息制限法等がある。

ある法律関係について特別法が存在するときは、特別法が優先的に適用され、その限度で、一般法の適用は排除されることとなる。これを、「特別法は、一般法に優先する。」という。例えば、通常、売買契約には、一般法である民法が適用されるが、商人間の売買契約には、特別法である商法が適用される。

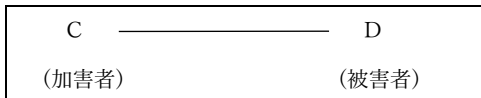
以下は、一般法である民法が適用される主要な場面である。

① 売買契約



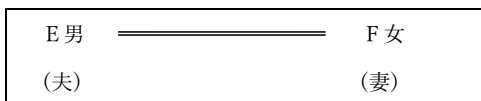
A が、その所有する家（不動産）を B に売る契約をした場合、A は売主、B は買主になる。

② 不法行為



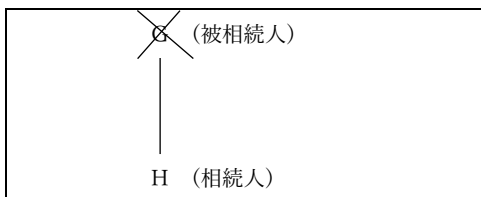
C が、誤って D に怪我をさせた場合、C は加害者、D は被害者になる。

③ 婚姻



E 男と F 女が結婚した場合、E 男は夫、F 女は妻となる。

④ 相続



G と H が親子である場合において、G が死亡したときは、G は被相続人、H は相続人となる。

3 実体法と手続法

実体法とは、権利義務の発生、変更、消滅等の要件と効果等の法律関係について規律する法をいう。民法は、私人間の法律関係につき、その存否や内容を定めるものであるため、実体法である。

手続法とは、権利や義務等の実現のために執るべき手続や方法を規律する法をいう。民法で定められた権利や義務を具体的に実現するための民事訴訟法や民事執行法は、手続法である。

2 民法の原理

1 三原則

近代の私法は、市民革命によって封建主義が否定されて築き上げられた近代の資本主義経済社会に成立したものであり、全ての人間の自由・平等という市民法原理を内在するものである。

この市民法原理は、(a)権利能力平等の原則、(b)所有権絶対の原則、(c)私的自治の原則の三原則としてあらわれる。民法も、基本的には、この三原則に従うものである。

(1) 権利能力平等の原則

権利能力平等の原則とは、全ての自然人は、等しく権利義務の主体となる資格である権利能力を有するという原則である。

3条1項は、「私権の享有は、出生に始まる。」と規定し、この原則を宣言している。

(2) 所有権絶対の原則

所有権絶対の原則とは、所有権は、何人に対しても主張することができ、国家を含む他人は、その所有物に対する支配に干渉することはできないという原則である。所有権絶対の原則は、資本主義社会の存立を法的に保障するものである。

憲法 29 条 1 項は、「財産権は、これを侵してはならない。」と規定し、これを受け、民法 206 条は、「所有者は、…自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。」と規定している。

(3) 私的自治の原則

私的自治の原則とは、私法的な法律関係については、個人は自らの自由意思に基づいて、自由に法律関係を形成することができるという原則である。この原則は、(a)契約自由の原則と(b)過失責任の原則を含む。

契約自由の原則は、契約を締結するか否か、誰と契約を締結するか、どのような内容の契約を締結するか、どのような方式で契約を締結するか等について、自由に決定することができるとする原則である。

過失責任の原則は、他人に損害を与えた加害者に損害賠償責任を負わせるためには、加害者に故意又は過失がなければならないとする原則である。

2 三原則の修正

全ての人間の自由・平等を原理とする市民法原理は、個人を封建的拘束から解放し、自由な経済活動を保障したため、これにより資本主義が飛躍的に発展した。

しかし、資本主義の高度化に伴い、資本家と労働者の階級的対立、大企業の出現、公害問題の発生等により、市民法原理は修正を迫られることとなった。

(1) 所有権絶対の原則の修正

民法は、所有権の内容に「法令の制限内において」という限定を加え（206 条）、また、1 条 1 項は「私権は、公共の福祉に適合しなければならない。」と、1 条 3 項は「権利の濫用は、これを許さない。」と、それぞれ規定し、所有権の内容及び行使が、社会一般の利益、すなわち「公共の福祉」と適合するように制約されることが明らかにされている。これにより、所有権の内容及び行使を制約する法律が多数制定されている。

(2) 私的自治の原則の修正

資本主義が高度化し、著しい貧富の差が生ずると、契約自由の原則は、経済的実力が対等である関係でのみ妥当すると認識されるようになり、経済的弱者を保護するために、国家が契約の締結を強制したり、契約の内容を制限したりするようになる。

また、資本主義社会の高度化・複雑化に伴って、公害問題や大事故の発生により多くの被害者が生じて社会問題化した。そして、これらの被害者の保護の問題が生じ、「企業活動によって利益を得ている者は、これによる損害も負担すべきである」との報償責任や「危険な活動をする者は、その危険によって生じた損害を賠償すべきである」との危険責任により、故意又は過失がなくても損害賠償責任を負わせるという無過失責任を認める立法（原子力損害賠償法、大気汚染防止法等）が登場するようになった。

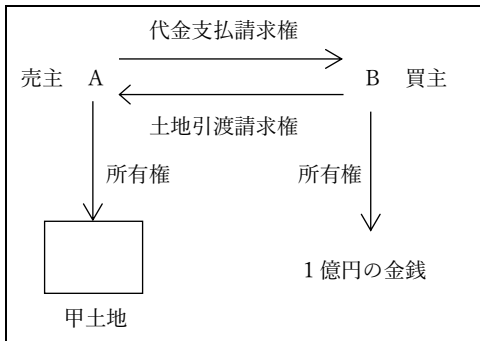
3 民法典の構成

1 民法典の構成

民法典は、総則編、物権編、債権編、親族編及び相続編の 5 編から成り立っている。

民法典の構成上の特徴は、共通する項目（総則）を前に出すという作業を繰り返して編成されている点にある。すなわち、民法典には、法典全体の「総則」があるほか、全ての編においても、「総則」が置かれている。このような体系のことを、パンデクテン体系という。

2 物権と債権



「物権」とは、人が直接物を支配する権利である。これに対して、「債権」とは、人が人に対して特定の行為を要求できる権利である。

民法は、権利を物に対する権利である物権と、人に対する権利である債権に大きく区別して規定している。

例えば、甲土地を有するAと1億円の金銭を有するBとが売買契約を締結したとする。ここでいう「有する」というのが、Aの甲土地に対する所有権であり、Bの1

億円の金銭に対する所有権である。このように、物権は、その物を直接的に、つまり、他人の行為を介さずに支配し、その物やそこから生ずる利益を自己に帰属させ得る権利である。

他方、A B間の売買契約に基づいて、AのBに対する1億円の代金支払請求権とBのAに対する甲土地の引渡請求権が、それぞれ発生する。これらの権利は、1億円の金銭や甲土地という物に関係する権利ではあるが、あくまで請求することができる側の人（債権者）が、請求される側の人（債務者）に対して特定の行為（1億円の代金の支払、甲土地の引渡し）を要求することができる権利である。債務者が任意に履行しない場合には、裁判所を介して、強制執行が認められるにすぎない。

4 民法の法源と解釈

1 法源

法源とは、法の存在する形をいう。

(1) 成文法

成文法とは、条文の形で定められている法のあり方をいう。民法は、成文法である。

(2) 判例法

成文法としての民法のほかに、条文の形で定められていない不文法がある。その一つが判例法である。判例法とは、裁判所の判断が蓄積されることにより形成されるルールである。

裁判所法4条は、「上級審の裁判所の裁判における判断は、その事件について下級審の裁判所を拘束する。」と規定するため、最上級の裁判所である最高裁判所の判断は、「その事件」以外の他の事件について、下級審の裁判所を拘束しない。